

移動式クレーン関係事業場

事業主殿

一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部

移動式クレーン定期自主検査者安全教育講習会のご案内

移動式クレーンについては、1年以内ごとに1回及び1カ月以内ごとに定期的に自主検査を行わなければならないことが、労働安全衛生法によって定められています。

定期の自主検査は、かなり高度の知識と技能を要するため、検査者には十分な教育を行うことが必要です。

このため、昭和59年10月9日付け基発第546号労働省労働基準局長通達により、移動式クレーン定期自主検査者安全教育の実施要領が定められました。

当協会北陸支部においては、上記通達に基づき下記により「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」を開催いたしますので、この機会に貴事業場における該当者にぜひ受講させていただき、災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. **開催日時** ①2020年2月6日(木) 午前9時から午後5時まで (済)
②2021年2月9日(火) 午前9時から午後5時まで
2. **開催場所** 一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部 教習所 金沢市中屋町西447-1
講習会場は変更になる場合がありますので、受講票でご確認ください。
3. **講習内容**
 - (1) 移動式クレーン定期自主検査の意義
 - (2) 移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識
 - (3) 移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識
 - (4) 移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識
 - (5) 移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識
 - (6) 関係法令及び災害事例
4. **定員** 各50名(受付は先着順とし、定員に達した場合は締め切らせていただきます。)
5. **受講料**

北陸支部会員	1名 13,000円(税・テキスト代含む)	新料金
非会員	1名 14,000円(税・テキスト代含む)	新料金
テキスト	労働省労働基準局安全衛生部安全課監修 「移動式クレーンの定期自主検査指針・同解説」 一般社団法人 日本クレーン協会 発行	

6. 申込方法

(1) 申込書に必要事項を記入の上、受講票の返信用封筒(長形3号・切手貼付・送付先を明記したもの)を同封して送ってください。

【送付先】 一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部
〒920-0375 金沢市中屋町西 447-1
TEL(076)269-1822 FAX(076)269-2544

(2) 当支部で受け次第(受講料の入金確認後)受講票をお送りします。(受講料の納入確認ができない場合は受付を取消す場合があります。振込手数料は受講者負担です。受講票は大切に保管し講習当日ご持参ください。)

【振込先】 北國銀行 みどり支店
一般社団法人 日本クレーン協会 北陸支部 普通預金口座 No.115937

(3) 申込みの取消し

受講を取消す場合は、講習開始7日前までに FAX にてご連絡ください。すでに受講料をお支払の場合はご返金いたします。返金は原則として講習終了後、銀行振込(手数料はご負担願います。)とさせていただきます。お取消しのご連絡とあわせて振込先をごお知らせください。なお講習開始前7日以降の取消しはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

7. 修了証

講習の全教科を受講された方には、修了証を交付します。

※今般、一般社団法人 日本クレーン協会実施の定期自主検査者安全教育修了者が当該修了証の対象としているクレーン等に年次定期自主検査を実施した場合には、当該クレーン等に年次定期自主検査ステッカーを貼付して検査の実施を明示することになりました。

貼付対象クレーン等は。

1. つり上げ荷重が0.5トン以上の天井クレーン(クレーン則第34条)
2. つり上げ荷重が0.5トン以上の移動式クレーン(クレーン則第76条)

ステッカーの図案

年次定期自主検査：平成 年 月実施

検査実施者氏名：

教育修了証番号：

一般社団法人 日本クレーン協会

No.

80×110mm 1枚205円(税込)

